

「諸形態」と「農業共同体」に
関する覚え書(2・完)

望 月 清 司

IV

古典古代的農業共同体とポリス

イ. 従来の「諸形態」研究において、論争の的になること最も少なかったのがこの古典古代的共

共同体であった。三形態の継起的段階発展を構想する側もその批判者も、多くは明示的あるいは暗黙のうちに、これを「都市（ポリス）共同体」の全発展史におきかえ、その物質的基礎を奴隷制に求めている。「諸形態」は古代都市の共同体的構造を分析しており、古代国家は都市国家であるから、都市共同体の基底には奴隷制が横たわっていたはずだ、という三段論法であろうか。

しかし私は、古典古代的共同体と奴隷制をそのように結びつけることには根本的な疑問をもつ。理由の第一は、前にのべたように、「農業共同体」は共有から私有への「過渡形態」であって階級社会またはその基体とはいえないからであり、第二は、「諸形態」自体が都市と共同体の関連は論じていても、都市と奴隷制とを有機的に関係づけて論じては全くいないからであり、最後に史実の上でも、ポリス成立史と生産様式としての奴隷制との間には大きなズレを認めざるを得ないからである。

ロ。問題のカギは、古典古代的ポリス国家の全歴史過程を基本的に同一性格のものとするか否か、にあると思われる。この場合、「古典古代的」という形容詞が、古代の「古典的」開花期を意味するのではなく、単にギリシャ・ローマ的という空間的限定詞であることには改めて注意を喚起しておきたい。私が強調したいのは、成立期ポリス（ウエーバーの用語では *Geschlechterstadt*）が奴隷制を構成的要因として内包していなかった、という点にある。

初期ないし前期ポリスは、尊農農商的心情をもつ生産者（「勤労する個人」）の共同体であった。奴隷は存在するがなお家内・債務・族内奴隷で生産構造の基底にまではいりこんではいない。共同体員は、初期ポリスのメンバーであると同時に直接生産者でもあったからこそ、狭義のポリスが「貴族制ポリス」であってなお、広義のポリスは「戦士共同体」であり得る。城壁内に「集住」した「貴族」と周辺農村の「戦士」とは、共同体員として平等なのであり、たゞ私有における分化が存在したにすぎなかった。

本格的な奴隷制（労働・購買・族外奴隷）の出現にともなって、初期ポリスは徐々に変質してゆく。ギリシアの「ソロンの改革」、ローマの「十二銅表法」などは、進行しつつあった共同体員間の階層分化を法認し、政治を独占する奴隷所有者階級と、政治から疎外された平民層を成立させる。いわゆる「重装歩兵ポリス」への転換がこの過程を特徴づけるのであるが、この転換は一見ポリスの民主化のごとく見えて、実は「勤労する個人」の共同体（＝農業共同体）の、いわば土地私有者の共同体への転化（＝共同体の解体）、生産手段の非生産者への集中なのであった。

ハ。公有地はなるほど古典古代全体を通じて存在するが、初期（貴族制）ポリスでは「諸形態」ものべるように、非貴族的在村市民も先占権を行使し、残余の未利用公有地に対しても「観念的請求権」をもつ。それが観念的にとどまるのは、労働奴隷制が採用されぬあいだは、先占は現実

的意義をもたぬからである。「実質的平等」(ウエーバー)原理が支配している。初期ポリスに集住した職業的戦士(貴族)は、共同体員として取得した私有のクレーロスやフンドウスをおそらく債務奴隷や小作人(「ヘクテモロイ」)に耕作せしめることで城内在留の「農業共同体」成員であり得たのであろう。

後期ポリスの確立後にはじめて、所有する奴隷労働力の数に応じた先占が現実的に可能となり、土地所有の決定的分化分裂がその緒につく。奴隷制全盛期における公有地がほとんど貴族(実質的な「国家市民」)の独占物と化したことは周知の事実である。

もともと「自由平等な私的土地所有者相互の関係」であった古典古代的共同体が奴隷制の発生とともに解体しはじめる、というこの解釈はすでに「諸形態」の最初の訳者および解説者飯田氏によってとられている。だが氏の解説は、古典古代的共同体の段階で氏族制(原始共同体の範疇)から「国家制の社会」(奴隷制)に移行すると規定しながら、他方では国家制社会である都市共同体は奴隷制の発生とともに消滅するという背理に立っていた。都市国家——ローマは最後までそれであった——が奴隷制成立と同時に倒壊するというのは史実に反する。

ニ. しかし、奴隷制成立と古典古代的共同体の解体を直接無媒介の因果関係で結びつけることはできない。奴隷を使役しての貴族の農業経営が、いかえて奴隷所有者対奴隷の階級関係が成立しうるためには、農業共同体そのものの自生的な変質が前提となる。つまり、共同体成員が公有地に対してもっていた実質的に平等な——耕地需要(家族員数)と可耕能力(就労家族数)とに応じた——先占権は、すでにそれ自体が形式的な不平等を保障しているのであるが、先占がひとわり完了すると公有地が無制限でないかぎり硬直化し可逆性を失なって実質的不平等に転化する。かくして自立的共同体成員間の「農民層分化」が進行し、やがて公有地先占の基本要件であった可耕能力は必ずしも家族労働力に限られぬという新原則が共同体の中に一般的にもちこまれた。奴隷制なしですでに進行していたかよりの共同体の漸次的な自己分解を基盤としてはじめて、労働＝購買奴隷制が現実的に体制変革的な意義をになって出現できるのであろう。古典古代的共同体の相貌を「『奴隷所有者としての私的土地所有者』によって構成される支配階級の組織」と描く継起説は、上のような「農民層分化」を、また「資本論」のつぎの規定をどう説明するのであろうか。「小規模な農民経営〔自営農民たちの自由な分割地所有〕……は、本源的な・東洋ではいまでも見られるような・共同所有(das ursprünglich orientalische Gemeineigentum)が解消した後の、しかも奴隷制がまだ生産を本格的に征服しない時の、最盛期における〔最良時代の〕古典的共同体の経済的基礎をなす。」(資本論, I, 350 : []内は同, III, 858からの補足)

マルクスが「古典古代の歴史は都市の歴史である」と規定したとき、彼の念頭にあった都市とは

あくまで「土地所有と農業を基礎にした都市」(Formen, 15)であった。だから奴隷制最盛期の「パンと催し」の時代のローマの平民のように形式的にはまだ本源的共同体の成員であるが、彼の土地所有は失われ、所有が生活資料にのみ限られている(Formen, 39-40)、そのような無産平民の大群(ローマ市人口数120万の半分)が構成する都市は除かれねばならない。「沿岸文明」の場と化した都市はもはや「農業共同体」ではなくなったものである。

V

ゲルマン的農業共同体の諸問題。

イ、一般に、「諸形態」のゲルマン的共同体を封建的村落共同体に等置する所説の背景には、いくつかのそのうち特に次の二つの理論的要請がひそめられてはいないだろうか。そのひとつは、「散居定住制」を骨格とする「諸形態」とヨーロッパ農制史の古典学説との矛盾を解くには、「諸形態」にある種の修正をほどこしても古典学説を守らねばならぬとする立場であり、いまひとつは「諸形態」が資本制生産成立の歴史的な前提として共同体の解体を説く(Formen, 1, 35)かぎり、解体されねばならないのは資本制に直接先行する封建社会の共同体以外のものではない、という点である。この二つの要請のうち前者は本稿結びで論及するとして、ここでは後者だけを問題にしよう。

「諸形態」が資本＝労働関係の形成の前提条件として挙げたのは封建的村落共同体の解体ではなかった。解体せねばならなかったのは、労働者自身が(1)土地の「自由」な所有者である関係、(2)労働用具の所有者である、たとえばツフト制のような関係、(3)消費フオンドの所有者である関係、さらに(4)労働能力そのものが生産条件として他人の所有に属する関係である。はじめの三者は、労働者自身が生産手段・生活資料を「所有」する状態であり、(4)は奴隷制(農奴制については後出)である。このように「諸形態」の考察は、せまく西ヨーロッパにのみ妥当するにすぎないところの、資本主義に直接先行した衰退期封建社会の諸条件に局限されけしなかった。ここで重要なのは、およそ無所有の、しかし自由な労働者が大量に生れるためには、労働者のいかなる所有(および被所有)の解体が必要であったのかということであって、マルクスはそれを広く世界史的かつグローバルな視野(たとえばインド農村へのイギリス資本主義の侵入を想起せよ)のもとに列挙したのであった。もしそうでないとしたら、資本主義形成の前提として奴隷制や古典古代的独立手工業経営の解体を挙げるなどという奇妙な非歴史的な論証をどう説明すればよいのか。封建的共同体が資本主義形成史と関連をもつのは、共同地が「分割地経営の第二の補足」(資本論, III, 859)として零細農耕を家畜飼養の側面から補強したからであるが、この共同地に対しては有償無償をとわず伝統的用益機会さえあれば足り、共同体所有か領主的私有かは問題外であろう。

【しかし卒直にいて、このような考え方で問題が残ることは認めねばならない。マルクスには封建的自営農民の（「事実上の」「たとえ隷属的形態であれ」）「所有」について語った部分がいくつかあるからである】

ロ。継起説にしたがう塩沢氏は、都市と農村の相互関連に関する「諸形態」の叙述のなかの「中世（ゲルマン時代）…」という表現をとりあげ、これこそ「ゲルマン的＝封建的」の強力な論拠とされた。だがこの「中世」はそれほど厳密な時代区分のタームではなく「近代（＝資本制）」と対比的に用いられているだけである。マルクスには「古代的」が原始的の意味にも、封建的の意味にさえも用いられている例が多い。それに「ゲルマン時代」という概念は、ドイツ史学の慣用ではおおむね「フランク時代」——「中世」の前——以前の時代つまり「古ゲルマン時代」の意味に用いられる。マルクスがかれ一流のレトリカルな定式づけにおいて、古ゲルマン人が始源的に都市に集住せずラントからその歴史を出発させたとしたのは、東洋古代はもとより古典古代に比較してさへ数世紀ものちの、史料的にせいぜい前一世紀ほどの歴史しかもため古ゲルマン期を「中世」と観念したためであつたらうあたかも「ドイツ・イデオロギー」は、ゲルマン民族を「中世から出発した民族」とする一方、「所有の最初の形態は、古代世界においても中世においても（ゲルマン人の場合には牧畜によって制約された——望月）種族所有である。」とのべている（アドラッキー版、I-5, 51）。マルクスのこの「中世」は明らかに古ゲルマン時代をさしている。

ハ。藤原論文は大塚氏の「ゲルマン的＝封建的」という命題を批判するのに、「諸形態」における「所有」と「保有」との厳密に区別された多くの用法を列挙し、「農奴」は保有者であつて所有者でないから、封建的村共同体は「ゲルマン的共同体」でないという論法を用いた。このさい、藤原氏が「農奴（制）」を一義に封建的農奴（制）と解しておられるのはいうまでもない。果してそれでよいか。

「諸形態」にいく度か登場する「農奴制」はほとんど（13カ所中11カ所）「奴隸制および農奴制」の形で出てくるのであるが、この「奴隸制および農奴制」のもとでは、労働は生産の非有機的諸条件の一部として、家畜と同格の土地付属物であり（Formen, 25）、労働者自身が他人のための生産の自然的一条件として（33）、他人に「領有されて」いる（36）。つまり「農奴制」は「奴隸制」の一変種にすぎない（封建的農奴は、身体をまるごと封建領主に「所有」されているのではない）。史実の上では、これは明らかにスパルタのヘイロータイ、初期のコローヌスなどに相応する範ちゅうである。

「資本論」の「農奴」がほぼ封建的農奴を意味していること、さらに晩年（1882年）マルクスが「農奴制」を「特殊中世的＝封建的」労働秩序としてでなく、征服と土地私有が与えられれば

歴史上いつの時代にも成立しえた体制と考えていたこと（「往復書簡」ドイツ版，Ⅳ，698）はよく知られているが，しかしそこから直ちに彼の「農奴（制）」（ライブアイゲンシャフト）概念の漸次的内容修正を結論してよいかどうかは問題である。というのは，マルクスには，資本制的生産＝労働様式にそれらに対応させる場合には，奴隷制と農奴制（ライブアイゲンシャフト）とをそれほど厳密に区別せず，むしろ，資本主義的「自由労働（者）」に対立的な「不自由労働（者）」として一括する（「工場主とボヤール」資本論，Ⅰ，243以下）例がひじょうに多いからである。マルクスは農業共同体の外部から土地私有が暴力的に入りこんできた場合，共同体構成員が奴隷になるか農奴になるか，また農奴にしても，スパルタのごとき土着農耕奴隷になるかゲルマンや「ドナウ諸公国」におけるような封建的農奴となるかは，共同体それ自身および征服＝支配者側の既存の諸条件いかんによる，と考えていたのではなからうか。（「諸形態」中にも明らかに封建的なそれを意味する「農奴」も登場する）。その公算はきわめて大きい。奴隷制の本質規定に関するメイマン＝スカスキンの新理論（福富正実氏の紹介「山口経済学雑誌」11巻2号参照）はこの意味でまことに興味深い問題提起であると思われる。

V

おわりに，「諸形態」を現段階でどう評価せねばならぬかという問題を私なりに整理しておきたい。

「諸形態」の研究史上の位置づけについては二つの立場があり得る。その第一は，ここでのゲルマン的共同体が「散居定住説」に基礎をおいていたとすれば，「諸形態」はマウラーの出現以後古典学説を採用したマルクス自身によってすでに埋葬されおわった旧説と見る立場であり，いまひとつ，古ゲルマンの定住形態論として散居制説が再び有力になりつつある研究段階のなかで，「諸形態」の「散居定住」的共同体を，太古ゲルマンの原始共同体から封建領主制への発展の媒体＝移行形態として再把握することが可能であるとする立場が考えられる。前者は古典学説の前に「諸形態」は意味を失ったと断定することになり，後者はあまりに便宜主義的とのそしりを免れない（大塚説は，以上を避けてゲルマン期だけを古典学説で代用させようとして成功しなかった。ゲルマン的共同体が散居制私有でなくなれば「諸形態」の全構想が崩壊するからである。）

私は，理論的なお多くの難点をふくむことを承知で第二の立場をとりたい。理由はこうである。マルクスが古典学説に共鳴したのは「諸形態」の時点ではまだ学問的に実証されていなかった原始ゲルマン（カエサル＝タキトゥス時代を下限とする）における本源的共同体の存在を明らかにしたと考えたからであった。ゲルマン民族を中世から出発していたと考えていたマルクスは，タキトゥス時代の散居制定住にひそかな未練を残しつつも（ザスリッチへの「手紙」のこの時期に関するあ

いまを叙述)、古典学説の圧倒的なメリットを評価して「散居説」を積極的に主張するのをやめた。古典学説は彼によっていわば原始共同体の一般理論として受けとられたのである。「諸形態」の20年後モルガンの「古代社会」以来、未開社会研究の豊富な成果が蓄積されたこんにち、一般理論としてはもとより、古ゲルマン史特殊理論としても古典学説(殊にその定住形態論)にあえて全面的に固執する必然性はなくなりつつある。かくして前数世紀の本源的共同社会から民族大移動後の集村化→封建化への「移行形態」としての、散居制に基づくゲルマン的共同体を構想し、新たな位置づけを行なうという試みに、理論的な可能性は全くないであろうか。

さて最後に、「諸形態」を以上のような「農業共同体」分析とみるなら、われわれの「諸形態」へのアプローチはいわば資本主義成立史論(継起的共同体克服の論理)の視角にてはなく、やはり「所有」の本質・発展の理論の視角に立たざるをえない。「諸形態」がそれへの準備的草稿であった「資本論」1巻24章との統一的理解のもとに、私は「諸形態」が解明(しようと)した諸論点を次のようにまとめた。

まず、神聖不可侵と宣言されたブルジョアの私有は原始的共有からの発展形態であること、共有から私有への移行形態として共同体とさまざまな相互規定に立つ・「労働主体が自分のものとしての生産手段に関係する」私有が成立したこと、ここでは社会的分業の展開は排除されたが労働者の自由な個性の伸長が保障されたこと、保有(非所有)に対立する所有すなわち「奴隷制および農奴制」、さらにかかる「隷従の形態転換」(資本論, I, 754)としての資本制的私有は「労働主体の私有」の第一の否定であること。「諸形態」は本源的所有の解体と資本形成の歴史過程の分析を通じて、労働者はいかなる状況にあったとき本来的に自由であったかを、したがって私有の・人間疎外の・極北たる資本制領有様式から解放される人間の「より高次の」回帰点はどこであるかを探究したものであった、と私は考える。

[資 料 ノ ー ト]

社研受入図書資料一覧(No. 5)

- ①大蔵省主計局調査課「財政統計」(昭和37年度)
- ②大蔵省理財局「国債統計年報」(昭和37年度)
- ③OEEC編・経済企画庁訳: Statistics of Sources and Uses of Finance 1948~58 (訳名『欧米諸国の資金循環』)
- ④総理府統計局「10年の小売価格 小売物価統計調査総合報告」(1950~1960年)
- ⑤通産省企業局「外資導入年鑑」(1963年版)